

知事許可漁業に係る制限措置の公示

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の規定に基づき、知事許可漁業に係る制限措置の内容を別紙のとおり定めた。

令和8年5月25日

鹿児島県知事 塩田康一

1 小型まき網漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の 総トン数	推進機関の 馬力数	許可又は 起業の認可 をすべき船 舶等の数	漁業を営む 者の資格
小型まき網 漁業(もじ ゃこ漁業を 除く)	指宿市長崎鼻と肝 属郡南大隅町立目 崎を結ぶ線以北の 鹿児島湾内	1月1日から 12月31日まで	総トン数5トン 未満	定めなし	1隻	本県に住所又 は事業場を有 する漁業者

申請すべき期間 令和8年5月27日(水)から同年6月12日(金)まで

許可の有効期間 許可日から令和9年7月31日まで

2 流し網(きびなご流し網)漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の 総トン数	推進機関の馬 力数	許可又は 起業の認可 をすべき船 舶等の数	漁業を営む者 の資格
きびなご流 し網漁業	鹿児島県漁業協同 組合坊泊支所共同 漁業権(鹿共第29 号)区域	1月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	1隻	操業区域に係る 共同漁業権の行 使権を有する者 又は操業区域に 係る共同漁業権 の漁業権者が操 業を認める者

申請すべき期間 令和8年5月27日(水)から同年6月12日(金)まで

許可の有効期間 許可日から令和10年2月29日まで

3 潜水器漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	許可又は 起業の認可 をすべき漁 業者の数	漁業を営む者の 資格
潜水器漁業	鹿児島県漁業 協同組合坊泊 支所共同漁業 権（鹿共第 29 号）区域	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	定めなし	定めなし	1 人	操業区域に係る共 同漁業権の行使権 を有する者又は操 業区域に係る共同 漁業権の漁業権者 が操業を認める者

申請すべき期間 令和 8 年 5 月 27 日（水）から同年 6 月 12 日（金）まで

許可の有効期間 許可日から令和 9 年 2 月 28 日まで